

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

県内事業所温室効果ガス可視化支援業務委託

2. 業務の目的

日本政府は「2050年カーボンニュートラル」を目指し、2030年までに2013年度比で46%の温室効果ガス（以下、GHG）削減を目標としている。これに伴い、GX（グリーン・トランスフォーメーション）戦略などの政策が進められ、多くの企業が事業構造やエネルギー使用方法の見直し（脱炭素経営）を迫られているところ。しかしながら、「脱炭素経営に取り組みたい」という意向がありながら、脱炭素経営に取り組んでいる企業はまだ少ない。また、脱炭素経営に対する考えとして、「効果がわからない」「取り組み方が分からず手探りの状態である」「費用がかかる」という意見を持つ事業者が依然として多いのが現状である。そこで県としては、県内企業における脱炭素経営に向けたステップを一体的に支援していくことが必要である。

本業務では、県内事業者に対し、事業活動に伴うエネルギー使用量やGHG排出量を可視化できるシステム（以下、システム）を提供することにより、その計測から排出状況に基づく傾向分析、分析結果を踏まえた具体的対応策の提案までを一気通貫で支援し、またその取組事例を県内に広く発信することにより、県内事業者自らによるGHG排出量削減行動を促していくことを目的としている。

3. 業務内容

【システム提供前】

(1) 県内事業者向けセミナーの企画提案・実施

システム利用開始日より前に、県内事業者に対し、本事業の周知と脱炭素経営に向けた行動変容を促すことを目的としたセミナーを企画提案・実施すること。

- ・開催方法：実地開催とWEB開催の併用（実地参加者数は50～60名を想定）
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2～3時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

(2) 事業周知のためのヒアリング

上記(1)とは別に、県内企業に対する本事業の周知啓発を目的とした、県内関係機関・団体に対するヒアリングをシステム利用開始日より前に実施すること。

(ヒアリング先は奈良県と協議の上決定すること。)

【システム提供期間中】

(3) GHG排出量の可視化及び削減対策の提案

①GHG排出量の可視化

事業活動を伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況及びエネルギー種別に応じたGHG排出量を数値化・整理できるシステムを利用事業者を提供すること。

・利用事業者数：50件程度

(実際の利用事業者数が想定より大幅に下回った場合、双方協議の上、委託金額の減額を行うものとする。)

・利用対象となる事業者：県内事業者(詳細は奈良県と協議の上決定すること)

・システム利用可能期間(全体の利用開始日から起算して利用終了日までの期間)：6ヶ月以上

(当該月のエネルギー使用状況・GHG排出量だけでなく、過去に遡って)

②GHG排出状況の傾向分析及び課題抽出、削減に向けた提案

数値化したGHG排出量に基づき、合同セミナーや個別ヒアリング等の方法により、利用事業者の課題を明確化するとともに、業務の運用改善や設備投資等の効果的な削減対策を整理・提案すること。

(特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から効果的な取組ができるよう提案を行うこと。)

※本事業終了後に事業者が自らサービスを継続して利用しようとする場合は、可能な範囲でデータを引き継ぐこと。

※上記①～②に掲げた項目を取りまとめて、支援実施状況を県に対して定期的に報告すること。報告内容には、少なくとも次のア～エの項目を含めること。

ア 事業者情報(所在地、業種、従業員数)

イ 事業者のGHG排出状況

ウ 事業者のGHG排出状況の傾向分析及び課題

エ 事業者へ提案した削減対策

※システム利用期間終了後、利用事業者に対し、満足度や意識変化を把握するためのアンケートを実施すること。アンケート項目については、奈良県と協議のうえ、決定すること。

(4) 脱炭素経営優良企業の創出支援

本事業における優良事例創出を目的として、システム利用事業者のうち希望する事業者に対し、脱炭素経営に関する認証制度（中小企業版S B T認証制度 等）の取得申請までの準備や企業イメージ向上のためのブランディングを支援すること。

- ・支援事業者数：3件程度

(5) 脱炭素ワークショップの企画提案・実施

県内事業者・市町村職員・金融機関など県内の主要な主体間の交流を通じて、脱炭素に関する理解を深めてもらうためのワークショップを企画提案・実施すること。

- ・開催日程：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催方法：実地開催（参加者数50～60名を想定）
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2～3時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

【システム提供後】

(6) 成果報告会の企画提案・実施

脱炭素経営を進める上での本事業の効果・有用性を県内事業者に対し広くPRすることを目的とした成果報告会を企画提案し、システム利用期間終了後に実施すること。

- ・開催日程：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催方法：奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催回数：1回
- ・開催場所：規模を勘案し、奈良県と協議の上決定すること。
- ・開催時間：2時間程度
- ・開催内容：奈良県と協議の上決定すること。

(7) 県内企業への波及に繋がる取組の企画提案・実施

上記（6）とは別に、本事業の効果・有用性を効果的にPRすることができる取組について別途企画提案・実施すること。

※本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は受託者が負担すること。

4. 契約の期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5. 実施スケジュール

業務の実施にあたっては、無理のないスケジュールを設定し、効果的な実施体制を構築すること。なお、設定するスケジュール、実施体制は、実現可能な範囲内で最大の効用が得られるものであることとし、事業の進捗度や県の指示に応じて、柔軟に対応するものであること。

6. 成果物

(1) 本業務に基づく成果物及び提出時期

成果物	内容	提出期限
業務計画書	事業実施に必要な業務を行う従事者を整理した業務体制表及び提案本業務の実施計画、実施スケジュール等を記載したもの	契約締結後、7日以内
定期報告書	県と受託者が行った全ての会議、打ち合わせにかかる資料、会議録等	随時
業務完了報告・実績報告書	本事業の実施内容・実績及び検証結果等を記載したもの ※当該報告書を元に、明らかに不要な経費については双方協議の上、精算するものとする。	契約期間終了日まで
広報媒体等の成果物	本事業の周知広報等のために作成したチラシ等	作成後、速やかに提出

(2) 提出方法

電子ファイルで提出すること。

(3) 納品場所

奈良市登大路町30 奈良本庁舎2階

奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課脱炭素推進係

7. 特記事項

(1) 受託者の責務

①法令遵守

関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

②守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(2) 著作権の譲渡

委託業務にかかる著作物の著作権の帰属については、次の①～⑦のとおり定めるものとする。

- ① 県は、成果物を、著作権法第47条の3の規定に基づき複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該第三者に行わせることができるものとする。
- ② 受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、現著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に県へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件の履行により第三者が有する著作物をめぐる紛争が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。
- ⑥ 成果物の所有権は、本件の支払いが完了した日をもって、県に移転するものとする。
- ⑦ 県に所有権が移転された成果物について、受託者は、別記1「個人情報取扱特記事項」の規定に反しない範囲において、当該成果物を利用することができるものとする。なお、受託者は、利用する成果物及び利用目的並びに利用範囲について、事前に県に書面をもって通知し、承認を得ること。

(3) 契約不適合責任

- ① 本件の履行完了後、成果物の内容に本仕様書と一致しない項目(以下「契約不適合」という。)が発見された場合、県は受託者に対して契約不適合の修正又は追完(以下「追完等」という。)を請求することができ、受託者は、県が指定する方法及び期間内に追完等を無償で行うものとする。
- ② 契約不適合の状態であっても本業務の目的が達成でき、かつ県が了承した場合、受託者は上記①に規定する追完等の義務を負わないものとする。
- ③ 県の提供した資料等又は県の与えた指示によって契約不適合が生じたときは、上記①の規定は適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら県に告げなかった場合はこの限りではない。
- ④ 受託者が契約不適合責任を負うのは、本件履行完了後1年以内に県から契約不適合を通知された場合とする。ただし、本件履行完了時点において受託者が契約不適合を知っていた、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にあってはこの限りではない。

(4) 損害賠償

- ① 受託者の責めに帰すべき事由により、本件の内容が履行又は遵守されず、県又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに状況及び内容を県に連絡し、県の指示に従うものとする。
- ② 上記①における損害賠償等の責任は、受託者が負うものとする。
- ③ 県は、直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、受託者に損害賠償を請求できるものとする。
- ④ 上記を除き、損害賠償に関する必要な事項は、県と受託者の協議により決定するものとする。

(5) 一括再委託等の禁止

- ① 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。また、承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様に委託者の承諾を得なければならない。
- ③ 上記①及び②の場合において、第三者の責により奈良県に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

8. 個人情報の取扱

この事業の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9. 公契約条例に関する遵守事項

別記2「公契約条例に関する遵守事項」の記載内容を理解した上で受注すること。

10. その他留意事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、受託者及び奈良県で協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は県を、「乙」は受託者を指す。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。